

最低制限価格の算出方法について

平成23年4月1日改正



大和市が発注する委託業務（工事に伴うもの）について、極端な低入札による受注を防止するため、最低制限価格を設けています。

1. 対象案件・・・委託業務（工事に伴うもの）全て。
2. 価格設定
 - ① 参加者のうち有効入札^{a1}を行った者の6割で、平均入札額算出対象者数^{a2}を求めます。
 - ② 有効入札金額の低いほうから、平均入札額算出対象者数分の入札平均額^{a3}を求めます。
 - ③ 入札平均額に90%を乗じ、最低制限価格^{a4}を求めます。
 - ④ 最低制限価格を下回った入札金額は「無効」となります。

a 1～予定価格を超えない入札金額で、「入札の心得」「電子入札実施要領」で定めた無効要件に該当しない入札書。

a 2～少数点以下切上げ。

a 3～少数点以下切捨て。

a 4～100円未満切捨て。

最低制限価格算出例

入札金額の低い順（単位：円）

	事例1（11者）	事例2（10者）	事例3（6者）
A	2,200,000	1,220,000	1,600,000
B	3,900,000	1,390,000	1,950,000
C	4,000,000	1,650,000	2,400,000
D	4,129,000	1,900,000	2,980,000
E	4,230,000	2,200,000	3,600,000
F	4,470,000	2,300,000	5,380,000
G	4,900,000	3,200,000	
H	5,200,000	3,300,000	
I	5,220,000	3,400,000	
J	5,800,000	3,600,000	
K	10,300,000		
算出対象者数	11者×0.6 =6.6≒ 7	10者×0.6 = 6	6者×0.6 =3.6≒ 4
平均値	7者の合計値 27,829,000 ÷7 = 3,975,571	6者の合計値 10,660,000 ÷6 = 1,776,666	4者の合計値 8,930,000 ÷4 = 2,232,500
最低制限価格	3,975,571 ×90% = 3,578,013 ≒ 3,578,000	1,776,666 ×90% = 1,598,999 ≒ 1,598,900	2,232,500 ×90% = 2,009,250 ≒ 2,009,200
結果	B者 落札 A者 無効	C者 落札 A者・B者 無効	C者 落札 A者・B者 無効